

事務連絡
令和3年3月30日

各国公立大学学生部長（相当職）
各公立短期大学事務部長（相当職）
各国公立高等専門学校事務部長（相当職） 殿
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
高等教育局学生・留学生課

令和3年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの
周知にかかる御協力のお願い

平素より、貴職におかれましては厚生労働行政並びに文部科学行政に御指導、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、学生アルバイトをめぐる問題においては、その未然防止を図るため各都道府県労働局（以下「労働局」という。）が、各大学等（短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）と連携し、適宜対応を行っているところです。

この対応の一環として、厚生労働省においては、令和3年度においても、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までを実施期間として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で展開することとしました（別添1）。

つきましては、各大学等におかれましても、このキャンペーンの趣旨を十分に御理解いただくとともに、下記について、御協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、全国大学生生活協同組合連合会を通じ各大学等生協にも協力を依頼しておりますので、必要に応じ連携を図っていただきますようお願いいたします。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれましては、管下の専修学校に対して、この点について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. リーフレットの活用

キャンペーンに合わせて、厚生労働省においては各大学等に対し、リーフレット・ポスター（別添2、3）を送付します。新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載等に御活用いただき、学生等への周知をお願いします。

また、リーフレットは労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/torikumi/>)にも掲載する（4月上旬目処）予定です。

2. 労働局による出張相談の活用

キャンペーンでは、労働局が大学等に出張し、学生等を対象とした相談対応を実施することとしています。各大学等におかれては、出張相談を活用いただくとともに、利用の際は、労働局に依頼いただくとともに、相談場所の提供や学生等への十分な周知等について、御協力をお願いします。

なお、相談場所については、相談者のプライバシーに配慮した場所となるよう重ねて御協力をお願いいたします。

3. 総合労働相談コーナー等の周知

各労働局及び各労働基準監督署においては、アルバイトを含む労働問題にワンストップで相談できる「総合労働相談コーナー」や平日夜間や休日に無料で電話相談できる「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）を設置しています。

キャンペーン期間中には、総合労働相談コーナー内に「若者相談コーナー」を設け、学生等への相談に重点的に対応することとしています。

アルバイトでトラブルが発生した際に、学生等自身が利用できるものですので、各大学等から学生等に対して、十分に周知をお願いします。

（参考）総合労働相談コーナー

[URL] <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

全国の労働局・各労働基準監督署内などに設置しています。

（参考）労働条件相談ほっとライン

[URL] <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

[電話番号] 0120-811-610

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00

また、厚生労働省では学生等が利用できる労働法の普及啓発ツール等を運用していますので、併せて周知をお願いします。

① 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)

※ 労働基準関係法令の紹介や、事案に応じた相談先の紹介を行う等、インターネットを活用した労働条件に関する情報等の発信を行っております。また、労働条件に関する法律の知識について、クイズを通して学習することができるスマートフォンアプリ「労働条件（R J）パトロール！」などを提供しています。

② 「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」

(<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>)

※ スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けのe-ラーニング教材です。

4. その他（労働関係法令の普及に関する取組について）

キャンペーン実施時期に関わらず、各労働局においては、職員を講師として派遣し、労働関係法令の普及に関する講義やセミナー等を行っています。各大学等におかれては、積極的に本取組を活用されますようお願いいたします。

また、労働関係法令に関する知識を一層普及させるため、学生等の利用に適した、分かりやすい労働法のハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」を公開しています。

以下からダウンロードできますので、労働関係法令の普及等に資する講義や就職セミナー等において御活用ください。

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

【本件連絡先】

厚生労働省

労働基準局労働条件政策課

労働条件確保改善対策室 大木

電話：03-5253-1111（内線5545）

文部科学省

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室 濱野、福島

電話：03-5253-4111（内線2915）

高等教育局学生・留学生課 川口

電話：03-5253-4111（内線3354）

令和3年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

- 1 実施時期 令和3年4月1日から7月31日まで
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

- 2 重点事項
 - ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
 - ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
 - ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
 - ④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 - ⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

- 3 実施事項
 - (1) 厚生労働本省での実施事項
 - ① 大学等への協力依頼等
 - ア 全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「各大学等」）へリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼する。
 - イ 下記(2)①の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生への周知等について依頼する。
 - ウ 学生に利用してほしい厚生労働省の労働法の普及啓発媒体等の利用勧奨について依頼する。
 - ② 事業主団体への周知依頼
事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体等に周知し、傘下会員への広報を依頼する。
 - ③ 各都道府県及び政令市への協力依頼
キャンペーンの広報、リーフレットの配布について協力を依頼する。
 - ④ 関係団体への協力依頼
大学等団体、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本司法書士会

連合会、日本行政書士会連合会、全国大学生生活協同組合連合会等に対し、キャンペーンの周知等について協力を依頼する。

⑤ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

① 大学等への出張相談等

大学等より依頼があった場合に、都道府県労働局による出張相談またはリモートによる相談を実施する。

② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

各都道府県労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

④ 学生等に対するリーフレットの配付

新たに作成したリーフレット等について、キャンペーン期間中に、大学等への出張相談時や、学生が若者相談コーナーを利用した際などに、学生等に対して配付する。

⑤ 事業主等に対するリーフレットの配付

リーフレット等を署において事業主等に対して集団指導や監督指導等を実施する際に事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。

仕事(アルバイト)のトラブル

こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて
休憩がもらえません



一方的に急に
シフトを変更させられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取れって言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ホットライン(電話での相談は...)
 月～金：午後5時～午後10時 土・日・祝日：午前9時～午後9時

はい！ いろいろ
 **0120-811-610**

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」 ～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoyou/index.html>



君は何問正解できるか?

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』の
テーマ1～9の中にあります 

アルバイト代関係	① 街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は890円で研修中は870円みたいです。このお店がある県の最低賃金は885円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ1
	② 店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短し、アルバイト代は払わないことになっていました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5
	③ 工作中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ1
	④ アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5
	⑤ アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いんで「罰金」も払わなければいけないんですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5
時間関係	⑥ 週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ2
	⑦ お店から急に連絡があり、「来週のシフトを変更します。」と一方的に言われました。採用された時に聞いていたシフトと全然違うのですが、私の都合もあるし、おかしいですよね。 ○か×か。	
退職・解雇関係	⑧ 余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがいなくてお店は困るかもしれないので、自分で代わりを見付けてから辞めるしかないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ1
その他	⑨ 工作中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ1

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。



「働くこと」と「労働法」

～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryou/index.html>



「アルバイトの労働条件を確かめよう」
 キャラクター「たしかめたん」

学生の皆さんへ アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point 1 アルバイトを始める前に、
労働条件を確認しましょう！
※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。



Point 2 バイト代は、毎月、決められた
日に、全額支払いが原則！



Point 3 アルバイトでも、残業手当
があります！



Point 4 アルバイトでも、条件を満た
せば、有給休暇が取れます！



Point 5 アルバイトでも、仕事の中
のけがは労災保険が使えます！



Point 6 アルバイトでも、会社都合
の自由な解雇はできません！



Point 7 困ったときは、総合労働相談
コーナーに相談を！
※事業主の方からのご相談も受け付けております

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
はい！ ろうどう
0120-811-610
月～金：午後 5 時～午後 10 時
土・日・祝日：午前 9 時～午後 9 時

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」



詳しくはこちら

ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
また、通知書は大切に保管しましょう！！



労働条件通知書

※シフトの設定 (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

殿		年 月 日
会社等の名称と所在地 _____ 使用者の職名と氏名 _____		
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2~4は「期間の定めあり」の場合に記入) 2 契約期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ()] 4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()]	
就業の場所		
従事する業務		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分) 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間) , 無) (有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。) ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げの場合もある。) ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無 (有 ・ 無) 有の場合、詳細は別途定める。	
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 _____ 曜日、その他 () (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり _____ 日、その他 () 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____ 日 3 休日：毎週 _____ 曜日、国民の祝日、その他 ()	
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) _____ 日 時間単位年休 (有・無) 2 その他の休暇 有給 (種類：)、無給 (種類：)	
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、ニ その他 (円) 2 諸手当の額又は計算方法 (手当 円 / 計算方法：) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超 () % ロ 休日 法定外休日 () % ハ 深夜 () % 4 賃金締切日 (種類：) - 毎月 _____ 日、(種類：) - 毎月 _____ 日 5 賃金支払日 (種類：) - 毎月 _____ 日、(種類：) - 毎月 _____ 日 6 賃金の支払方法 () 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 (退職する _____ 日以上前に届け出ること) 2 解雇の事由及び手続 ()	
その他	1 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その ()) 2 雇用保険の適用 (有 ・ 無) 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ (連絡先)	